

町県民税申告・所得税及び復興特別所得税の確定申告受付及び相談

2月17日（月）～2月28日（金）〈土・日・祝日を除く〉

●受付時間 午前の部 午前9時～正午 / 午後の部 午後1時～午後4時
※午前・午後とも混雑の状況により、早めに案内を終了する場合があります。
※税理士による無料相談は午前9時30分開始です。

●会場 扶桑町中央公民館 2階 講堂

※扶桑町中央公民館の入場には整理券が必要です。

※当会場は、当日整理券の他にインターネットによる事前予約を行います。

※申告書作成コーナー（個別相談）、税理士による無料相談の整理券は、当日の午前8時30分より中央公民館で配布します。

※当会場は、譲渡所得（不動産・株式等）の確定申告、贈与税、令和5年分以前の所得税申告及び相続税申告は対応していません（土地・建物及び株式等の譲渡並びに贈与について申告をされる方は小牧勤労センターで2月17日（月）～3月17日（月）に受付及び相談をいたします。小牧勤労センターは平日の開設ですが、3月2日（日）限り開設します。詳しくは裏面の「確定申告のお知らせ」をご覧ください。）。

・所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告及び納期限は、3月17日（月）です。

・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告及び納期限は、3月31日（月）です。

★当日お持ちいただくもの

- ①手続に必要なもの マイナンバー及び身元確認書類、振込先の口座（還付の場合）
- ②収入がわかるもの 給与所得の源泉徴収票（原本）、公的年金等の源泉徴収票（原本）など
- ③控除がわかるもの 社会保険料の支払金額を証する書類、生命保険料・地震保険料控除に関する証明書、障害者手帳など
- ④利用者識別番号がわかるもの ※過去に中央公民館等で申告された方

◆医療費控除を受ける方（当日お持ちいただくもののほかに）

- ①医療費控除の明細書 ※裏面（国税庁ホームページでも作成できます。）

令和2年分の確定申告から、医療費等の領収書の添付又は提示では医療費控除の申告ができなくなりました。医療費控除を申告する場合は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

なお領収書は税務署から提示又は提出を求められることがありますので、5年間は保管してください。

※セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしていただくか、役場税務課にてお渡ししています。

◆寄附金控除を受ける方（当日お持ちいただくもののほかに）

- ①寄附金の支払いを証する領収書、または寄附金控除に関する証明書

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方でふるさと納税先が6団体以上ある方や医療費控除等で確定申告をする方は、ふるさと納税に係る寄附金についても併せて確定申告をする必要があります。

◆住宅借入金等特別控除を受ける方（当日お持ちいただくもののほかに）

- ①住民票の写し（平成27年以前入居の場合）
- ②家屋の登記事項証明書（原本）
- ③売買契約書又は請負契約書の写し
- ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ⑤敷地の登記事項証明書（原本）及び売買契約書の写し（敷地の取得に係る借入金も控除する場合）
- ⑥耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し（中古住宅の場合）
- ⑦確認済証の写し、検査済証の写し又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書（増改築の場合）
- ⑧長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しに加え、住宅用家屋証明書又は認定長期優良住宅建築証明書の写し（認定長期優良住宅の場合）
- ⑨低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写しに加え、住宅用家屋証明書又は認定低炭素住宅建築証明書の写し（低炭素建築物の場合）

★申告書にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告書、町県民税申告書の提出についてはマイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認（番号及び身元確認）書類の提示又は写しの添付が必要です。

≪本人確認を行うときに使用する書類の例≫

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

問合せ先 扶桑町役場 税務課町民税グループ TEL 0587-92-4108（ダイヤルイン）

広報ふそう1月号・2月号をあわせてご覧ください。